

いじめ問題対策基本方針	
ミッション	・いじめに関する諸課題について適切に学校として取り組み落ち着いた学校生活を児童が送れるようになる。

久米郡美咲町立加美小学校 いじめ問題対策基本方針
令和8年3月 改定

いじめに関する現状と課題
・本校児童は、全体的には落ち着いた学校生活を送ることができているが、児童間のトラブルや問題行動が発生することがある。それらは、学習・生活規律や学力の定着、また自己有用感の有無とも深い関わりが認められる。児童間のトラブルについては、お互いの意思疎通をきちんとしていれば防ぐことができる場合が多い。また、インターネットやスマートフォンなどネットに関わるトラブルがあり、情報モラル教育の必要性を感じている。 ・全校児童を対象としてアンケートを実施している。アンケートでは「学校が楽しい」と約95%の児童が答えている。しかし、3年生以上の「学校生活の中で、自分は役に立っている」の項目では、「あてはまる」「ややあてはまる」と答えている児童の割合が約80%にとどまり、自己存在感や自己有用感を感じることができる学校づくりを進めていく必要がある。 ・『友だちの日』を設定し、いじめに関わるアンケート(にこにこアンケート)を実施して、いじめの早期発見、早期解消に努めている。いじめに関するアンケートには、いじめを受けていると答える児童もあり、小さなトラブルもいじめの芽ととらえ、早期に対応してきている。

いじめ問題への対策の基本的な考え方
・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には生徒指導主事以外にも教務主任や特別支援コーディネーター、養護教諭等が参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。 ・学校の取組について、PTA総会や学校便りを通して、保護者に伝え理解を得る。また、児童にも取組について説明する機会を持つ。 ・いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を夏季休業中に実施する。 ・いじめアンケートを年間6回、QUアンケートを年2回(2～6年生)実施し、得られた情報について職員間で共有を図る。 ・1学期のQUアンケートの考察結果を基に、児童と教職員の人間関係づくりに活かしていく。 ・ <重点となる取組> ・ 生活や学習のきまりを職員全体で共有するとともに実施を徹底し、規律ある生活や学力の定着を図る。 ・ 自分の思いを相手に伝えたり、相手の思いを受け止めたりすることのできるスキルやその大切さについて各教科および特別活動、道徳の授業や学級活動また学校生活全体を通して指導する。 ・ 人権週間にあわせて委員会主催の集会を実施し人権に対する意識の高揚を図るとともに、一人一人が活躍できる機会を設けることで自己有用感や充実感を得られる学校づくりを進める。 ・ 児童の発達段階に応じて、情報モラルに関する授業を計画的に実施する。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
<連携の内容> ・基本方針をPTA総会で説明し、学校がいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会や学級懇談会等を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。 ・生活や学習のきまりを年度当初に家庭配布し、学校と家庭の共通理解を図る。また、懇談会や学校・学級便り等で随時取り上げ、保護者の協力を得る。 ・学校運営協議会の協力を得て、地域の方々との懇談の機会を設け、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。 ・学校便りや研修会を通して、インターネットやスマートフォンの弊害について伝えるとともに、いじめ問題の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。	い じ め 対 策 委 員 会 <対策委員会の役割> ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応 <対策委員会の開催時期> ・必要に応じて校外も含めた委員会を開催 <対策委員会の内容の教職員への伝達> ・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は終礼で伝達。 <構成メンバー> ・校外 学校運営協議会 ・校内 校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー 全 教 職 員	<連携機関名> ・美咲町教育委員会 <連携の内容> ・保護者支援のための専門スタッフの派遣、ネットパトロールによる監視 <学校側の窓口> ・教頭 <連携機関名> ・美咲警察署 社会福祉事務所 中央っ子育成会 <連携の内容> ・定期的な情報交換、連絡会議の開催 <学校側の窓口> ・生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組	
① い じ め の 防 止	(教員研修) ・4月当初、生活や学習のきまりについて職員で共通理解するとともに実施の徹底を図る。また、実施状況や児童の様子について随時情報交換を行い、改善を図る。 ・いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための研修を夏期休業中に実施する。 (児童会活動) ・人権週間にあわせて委員会主催の人権をテーマにした集会を実施し、人権に対する意識の高揚を図る。 ・縦割り班活動を通して、互いに認め合う温かい人間関係づくりをする。 (居場所づくり) ・日頃の授業や係活動・行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己存在感や自己有用感を感じられる学校づくりを進める。 (ポジティブ思考の育成) ・子どもが高い精神力をもってさまざまな困難に立ち向かうことや、失敗しても立ち上がる力をもつことができる心の育成を図る。 (情報モラル教育) ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性とともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力をつけるための情報モラルに関する授業を、各学年で行う。 (家庭への連携・啓発) ・家庭と連携して児童の情報共有を図る。
② 早 期 発 見	(実態把握) ・児童の実態把握のために年間2回のQUアンケートや「友だちの日」にいじめアンケートを実施し、教育相談を行うことで児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 (相談体制の確立) ・学級担任だけでなくすべての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。また、教育相談を実施するとともに、随時相談を受ける体制を整える。 (情報共有) ・金曜日の職員終礼で児童の情報交換を定期的に行う。児童の気になる変化や行為があった場合には記録をとっておき、終礼等を活用して早急に職員全体で情報を共有する。 (家庭への啓発) ・積極的ないじめの認知につながるように、学校便りや学級通信を通して家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③ い じ め へ の 対 処	(いじめの有無の確認) ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの有無の確認を行う。 (いじめへの組織的対応の検討) ・いじめへの組織的対応を検討するため、校内いじめ対策委員会を開催する。具体的な対応策や指導の経過等を記録するとともに、全職員で共通理解を図る。必要に応じて、校外いじめ対策委員会を開く。 (いじめられた児童への支援) ・いじめがあったことが確認された場合には、早期に事実確認を行い、保護者と情報共有しながら、組織的に対応していく。いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先にしながら、居場所確保や心のケアなど、当該児童および保護者に対して支援を行う。 (いじめた児童への指導) ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。